

特定複合観光施設区域整備法第5条第1項の規定に基づく「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（案）」に関する意見募集について

令和元年9月4日
観 光 庁

国土交通省では、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第5条第1項の規定に基づく「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」の策定を検討しています。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1. 意見募集対象

特定複合観光施設区域整備法第5条第1項の規定に基づく「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（案）」（別紙参照）

※申請期間に関する部分を除きます。

2. 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載

3. 意見募集期間

令和元年9月4日（水）から令和元年10月3日（木）まで

（電子メール及びFAXの場合は午後5時まで、郵便の場合は終了日必着。）

4. 意見提出方法

氏名、住所、所属（会社名、部署名等）、電話番号、FAX番号（FAXでの応募の場合のみ）及び電子メールアドレスを必ず明記の上、以下のいずれかの方法で御提出願います。提出頂く御意見につきましては、日本語に限ります。なお、本要領に基づかない応募や電話による御意見の受付は対応しかねますので、予め御了承ください。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出してください。

(2) 電子メールの場合

電子メールアドレス：hqt-ir-ikenOgxb.mlit.go.jp

観光庁参事官室意見募集担当 宛て

※件名には、必ず「パブリックコメント意見」と御記入ください。

※ファイル形式をテキスト形式にして送付してください。

※迷惑メール防止のため、「@」を「O」と表示しています。メールをお送りになる際には、「O」を「@」に直してください。

※御意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の窓口(e-Gov)を極力御利用頂きますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

(3) F A Xの場合

F A X 番号：03-5253-1632

観光庁参事官室意見募集担当 宛て

※別添に御記入の上、送付してください。

(4) 郵送の場合

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2丁目1-2 中央合同庁舎2号館

観光庁参事官室意見募集担当 宛て

※封書に「パブリックコメント意見」と赤字で御記入ください。

※別添に御記入の上、送付してください。

5. 意見の公開について

御提出頂きました御意見については、氏名、住所、電話番号、F A X 番及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、予めご承知おきください。ただし、御意見中に個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見公募に関する業務のみに利用させていただきます。

(別添)

観光庁参事官室意見募集担当 宛

特定複合観光施設区域整備法第5条第1項の規定に基づく特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(案)に関する意見募集について

氏名	(フリガナ)
住所	
所属	(会社名) (部署名)
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	
意見内容	